20082　メタクリル酸＝1－エチルシクロペンタン－1－イル・メタクリル酸＝6－シアノ－5－オキソ－4－オキサトリシクロ［4．2．1．$O^{3,7}$］ノナン－2－イルオキシ－4－オキサトリシクロ［4．2．1．$O^{3,7}$］ノナン－2－イルオキシ）－2－オキソエチル・メタクリル酸＝3－ヒドロキシトリシクロ［3．3．1．$1^{3,7}$］デカン－1－イル・メタクリル酸＝1－メチル－1－（トリシクロ［3．3．1．$1^{3,7}$］デカン－1－イル）エチル共重合物　9－2558

20083　メタクリル酸シクロヘキシル・（メタクリル酸＝2－ヒドロキシエチル・ヘキサノ－6－ラクトン重付加物）・2－（メタクリロイルオキシ）エチル（トリメチル）アンモニウム＝クロリド共重合物　9－2559

20084　メタクリル酸＝テトラヒドロフラン－2－イル　8－(4)－1818

20085　メタクリル酸・メタクリル酸＝（3－エチルオキセタン－3－イル）メチル・メタクリル酸＝テトラヒドロフラン－2－イル・メタクリル酸＝2－ヒドロキシエチル共重合物　9－2560

20086　メタクリル酸・メタクリル酸＝2－エチルヘキシル・メタクリル酸ベンジル共重合物のメタクリル酸＝2，3－エポキシプロピル付加物　9－2561

20087　メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝トリシクロ［5．2．1．$O^{2,6}$］デカン－8－イル共重合物のメタクリル酸＝2，3－エポキシプロピル付加物　9－2562

20088　メタクリル酸・メタクリル酸＝2－フェノキシエチル・メタクリル酸メチル共重合物のメタクリル酸＝2，3－エポキシプロピル付加物　9－2563

20089　メタクリル酸ビニル　2－(6)－1877

20090　メタンスルホン酸＝（3*R*）－3－メトキシデシル　2－(6)－1878

20091　（3*S*）－3－メチルアゼチジン－1，2－ジカルボン酸＝1－ベンジル＝2－*tert*－ブチル　8－(1)－3638

20092　2－［（2－メチルウンデカン－1－イリデン）アミノ］安息香酸メチル　4－(7)－2356

20093　4－メチル－2－（トリシクロ［3．3．1．$1^{3,7}$］デカン－1－イル）フェノール　7－(2)－274

20094　*trans*－4－（4－メチルフェニル）－*trans*－4'－（ペンタ－3－エン－1－イル）－1，1'－ビシクロヘキサン　7－(3)－863

20095　*trans*－4－メチル－*trans*－4'－（ペンタ－3－エン－1－イル）－1，1'－ビシクロヘキサン　7－(3)－864

20096　6－メチル－2－（4－メチルシクロヘキサ－3－エン－1－イル）ヘプタ－5－エン－2－オールの水素添加反応生成物　3－(4)－690

20097　α－メチル－ω－メトキシポリ（オキシ｛3－［(2－アミノエチル)アミノ］プロピル｝(メトキシ)）シランジイル／オキシ（メトキシ)(プロピル)）シランジイル）　10－2673

20098　1－［1－（3－メトキシ－4－ニトロフェニル）ピペリジン－4－イル］－4－メチルピペラジン　8－(2)－2342

20099　2－[(2'－メトキシビフェニル－2－イル）イミノメチル]－6－（トリシクロ［3．3．1．$1^{3,7}$］デカン－1－イル）フェノール　7－(2)－275

20100　4－メトキシ－4'－プロピルビフェニル　7－(3)－865

20101　4－メトキシ－4'－ペンチルビフェニル　7－(3)－866

20102　4－ヨードアニリン　4－(12)－879

20103　*N*－（4－ヨードフェニル）ピリミジン－2－アミン　8－(2)－2343

20104　リチウム＝ビス（フルオロスルホニル）アミド　1－(3)－386

20105　［両末端にイソシアナト基を有する（2，2'－オキシジエタノール＝ヒドロキサノ－6－ラクトンの重付加反応生成物）・ジイソシアン酸＝シクロ［2．2．1］ヘプタン－2，5（又は2，6）－ジメチル重付加物］のアクリル酸＝2－ヒドロキシエチル及びヘキサノ－6－ラクトン付加物　10－2674

20106　リン酸タングステン酸ジルコニウム　1－(3)－387

○厚生労働省告示第二百二号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品（平成六年厚生省告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあったあせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認については、なお従前の例による。

平成二十三年六月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

第七号の次に次の八号を加える。

八　あせも・ただれ用剤（あせも・ただれの改善を目的として製造された外用剤であって、外用液剤又は軟膏（こう）剤の剤型のもの）

イ　有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第九の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ　有効成分の配合割合

(1)　別表第九のⅠに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(2)　別表第九のⅡ又はⅢに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。

(3)　別表第九のⅣのA項からD項までに掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(4)　別表第九のⅤのB項に掲げるグリチルリチン酸二カリウム及びグリチルレチン酸は、同時に配合してはならない。

ハ　有効成分の分量

(1)　各有効成分の最大濃度は、別表第九の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。

(2)　別表第九のⅠに掲げる有効成分を二種配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する濃度をそれぞれの最大濃度で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(3)　別表第九のⅠに掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の五分の一の濃度とする。

(4)　別表第九のⅡからⅤまでに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

ニ　効能及び効果

効能及び効果の範囲は、あせも・ただれの緩和・防止とする。

九　うおのめ・たこ用剤（うおのめ・たこの改善を目的として製造された絆創膏（こう）の剤型のもの）

イ　有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、サリチル酸とする。

ロ　有効成分の分量

有効成分の分量は、サリチル酸として一〇パーセント以上五〇パーセント以下の範囲とする。

ハ　効能及び効果

効能及び効果の範囲は、うおのめ・たことする。

十　かさつき・あれ用剤（手足のかさつき又はあれの改善を目的として製造された外用剤であって、軟膏（こう）剤の剤型のもの）

イ　有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ　有効成分の配合割合

別表第十のⅡ、Ⅲ又はⅣに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。